型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2242	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＥＢＤＫＦ―ＶＥ―２	スバル　ＥＢＤ―Ｓ201Ｊ、スバル　ＥＢＤ―Ｓ211Ｊ、スバル　ＥＢＤ―Ｓ201Ｈ、スバル　ＥＢＤ―Ｓ211Ｈ、スバル　ＥＢＤ―Ｓ321Ｂ（過給機無原動機搭載車に限る）、スバル　ＥＢＤ―Ｓ331Ｂ（過給機無原動機搭載車に限る）、スバル　ＥＢＤ―Ｓ321Ｑ、スバル　ＥＢＤ―Ｓ331Ｑ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ201Ｕ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ211Ｕ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ201Ｙ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ211Ｙ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ321Ｍ(過給機無原動機搭載車に限る)、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ331Ｍ（過給機無原動機搭載車に限る）、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ321Ｘ、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ331Ｘ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎G―2243	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＥＢＤＫＦ―ＤＥＴ―２	スバル　ＥＢＤ―Ｓ321Ｂ（過給機付原動機搭載車に限る）、スバル　ＥＢＤ―Ｓ331Ｂ（過給機付原動機搭載車に限る）、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ321Ｍ（過給機付原動機搭載車に限る）、トヨタ　ＥＢＤ―Ｓ331Ｍ（過給機付原動機搭載車に限る）	〃
㊎G―2256	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＧＢＤＫＦ―ＶＥ―３	スバル　ＧＢＤ―Ｓ321Ｂ、スバル　ＧＢＤ―Ｓ331Ｂ、トヨタ　ＧＢＤ―Ｓ321Ｍ、トヨタ　ＧＢＤ―Ｓ331Ｍ	〃

○国土交通省告示第五百四十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1174	騒音防止装置　いすゞ　H13―F854	いすゞ　ＳＤＧ―ＮＬＲ85＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＮＭＲ85＊＊、いすゞ　ＳＤＧ―ＮＭＳ85＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＮＬＲ85＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＮＬＳ85＊＊、いすゞ　ＳＫＧ―ＮＭＲ85＊＊、ニッサン　ＳＤＧ―ＡＬＲ85＊＊、ニッサン　ＳＤＧ―ＡＭＲ85＊＊、ニッサン　ＳＤＧ―ＡＭＳ85＊＊、ニッサン　ＳＫＧ―ＡＬＲ85＊＊、ニッサン　ＳＫＧ―ＡＬＳ85＊＊、ニッサン　ＳＫＧ―ＡＭＲ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＤＧ―ＢＬＲ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＤＧ―ＢＭＲ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＤＧ―ＢＭＳ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＫＧ―ＢＬＲ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＫＧ―ＢＬＳ85＊＊、ＵＤトラックス　ＳＫＧ―ＢＭＲ85＊＊、マツダ　ＳＤＧ―ＬＬＲ85＊＊、マツダ　ＳＤＧ―ＬＭＲ85＊＊、マツダ　ＳＤＧ―ＬＭＳ85＊＊、マツダ　ＳＫＧ―ＬＬＲ85＊＊、マツダ　ＳＫＧ―ＬＬＳ85＊＊、マツダ　ＳＫＧ―ＬＭＲ85＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊎G―2280	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H22―ＩＤＣ―４ＪＪ11	〃	〃

○国土交通省告示第五百四十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1136	騒音防止装置　三菱　H13―６M60ＦＫ９	三菱　ＳＫＧ―ＦＫ＊＊Ｆ（６M60エンジン搭載車）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市幸区鹿島田890番地12
㊎G―2155	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―６M60Ｔ１ＳＤＧ	三菱　ＳＫＧ―ＦＫ＊＊Ｆ（６M60（177㎾）エンジン搭載車）	〃
㊎G―2156	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―６M60Ｔ２ＳＤＧ	三菱　ＳＫＧ―ＦＫ＊＊Ｆ（６M60（199㎾）エンジン搭載車）	〃